

帯広市工事執行規則（契約約款）の改正概要

①破産管財人等が契約を解除した場合の違約金の取扱い

【改正概要】

- 工事請負契約約款第42条第2項及び第3項、土木設計業務等委託契約約款及び建築設計業務委託約款第41条第4項
- 破産管財人により契約を解除された場合でも違約金を請求できるようにした。

②契約保証金に代わる担保として可能な有価証券の範囲の拡大

【改正概要】

- 工事請負契約約款第4条第1項第2号
- 可能な担保を「国債（利付国債のみ）」から「有価証券等」にした。

③第三者による代理受領の明確化

【改正概要】

- 工事請負契約約款新第39条、土木設計業務等委託契約約款及び建築設計業務委託約款第36条
- 請負代金の全部又は一部の受領について、第三者を代理人とすることができることを明確にした。

④独占禁止法、刑法の引用条文の訂正

【改正の概要】

- 工事請負契約約款新第46条の2
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」）の一部改正に伴い見直した。

⑤その他文言の修正等（主なもの）

- 管轄裁判所の統一
契約に係る専属的管轄裁判所に関する規定について、3つの約款の規定内容を統一し、「甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所」とした。